

平成 29 年 8 月吉日

再生計画案提出期限の再度の伸長のご連絡

株式会社日本コンタクトレンズ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様には、弊社及び販売会社である株式会社日本コンタクトレンズ研究所（所在地：東京都中央区日本橋箱崎町 1 番 7 号千歳ビル。）の民事再生手続の申立てにより多大なご迷惑をおかけしておりますこと、改めてお詫び申し上げます。

ご案内のとおり、弊社らの民事再生手続における再生計画案の提出期限は平成 29 年 7 月 31 日まで伸長されておりました。弊社らは、伸長の後も弊社事業の再生及び債権者の皆様への弁済の最大化に向け、スポンサーの選定手続を鋭意進めておりますが、現在もスポンサー候補者様との間で協議を継続中でございます。そのため、弊社らは名古屋地方裁判所に対し弊社ら作成にかかる再生計画案の提出期限につき再度の伸長申立てを行い、同庁から再生計画案の提出期限を平成 30 年 1 月 31 日まで伸長する旨の決定を受けました。

弊社らは、今後もスポンサー候補者様との協議を行いつつ再生計画案の策定を進めて参りますので、関係者の皆様には引き続きご理解とご協力、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上